

清瀬市教育委員会 殿

学校名 清瀬市立清瀬第七小学校

校長名 吉田 有子

令和6年度 特別支援教室の教育課程

標記の件について、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室の教育課程を下記のとおり届け出ます。

記

1 特別支援教室の教育目標

教育目標 ○よく考える子（重点） ○思いやりのある子 ○健康で強い子

特別支援教室においては、通常学級に在籍する発達障害等のある児童へ、各自の障害の状態に応じた個々の目標を設定して、特別な指導及び支援を行い、自立並びに社会参加への基礎的な力を培う。

2 教育目標を達成するための基本方針

児童一人一人の目標を実現する指導を進め、児童自身が自己のよさや課題を捉えられるよう促しながら、集団行動の基礎や運動機能と体力の向上、コミュニケーション能力の向上を図る。

3 指導の重点

- ・授業内容を児童の実態に応じて学期ごとに見直し、個に応じた支援の充実を図る。
- ・授業への意欲を喚起させ自己肯定感を高める。また、生活上の困難の改善・克服を目指し、身体の動作を改善する運動、コミュニケーション活動などを実施し、心理的な安定を図るとともに、人間関係の形成、身体の動き、コミュニケーションに関わる力を育む。

4 その他の配慮事項

- ・行動観察と発達検査等の検査結果を基に学校生活支援シート及び個別指導計画を作成し、実態に応じた指導を行う。
- ・在籍学級での学習や生活の安定を図るために、ソーシャルスキルを向上させる指導を行う。
- ・在籍学級担任、特別支援教育コーディネーター、特別支援教室担当教員、特別支援教室専門員、臨床発達心理士等との連携を密にし、指導の充実を図る。